



国際労働機関(ILO)で 9割超の賛成で採択！ 「職場ハラスメント」禁止条約発効

職場でのセクハラや、パワハラなどハラスメント行為を禁じる初めての国際労働機関(ILO)条約が6月25日に発効し、ハラスメント根絶に向けて国際社会が動き出した。

(中略) 条約は、ハラスメントを「身体的、精神的、性的、経済的危害を引き起こす行為と慣行」などと定義し、それらを「法的に禁止する」と明記。(中略) ただ、日本政府は条約の採択に賛成したにもかかわらず、批准には後ろ向きだ。条約が求めるハラスメント行為の「禁止規定」を法律に盛り込むと、損害賠償の根拠規定となって訴訟が増えることを懸念する経済界への配慮が背景にある。

引用記事:「職場ハラスメント」禁止条約発効 日本被害防止へ腰重く 経済界

の懸念配慮 批准後ろ向き 東京新聞(6月28日付)

あらゆる「ハラスメント行為」根絶のために、世界的機関である国際労働機関(ILO)が先頭になって国際社会が連携して動き出したことは、すべての働く人たち・労働組合にとって大きな意義のあることです。

昨年6月には「女性活躍・ハラスメント規制法」が施行され、大企業にパワハラ相談窓口の設置などが義務付けられました。しかし、禁止規定がないためハラスメント行為の抑止力にはならず、むしろハラスメント行為の相談は右肩上がりの傾向にあるとも言われています。

また、日本労働弁護団からは「現行法では被害の範囲も狭く、被害防止に十分な内容とは言えない。条約批准に向けて国内法の改正議論を急ぐべきだ」という厳しい指摘もされています。

全ての働く人たちが、心身共に健全で安心して働ける職場をつくるために、あらゆる「ハラスメント行為」を根絶することは、私たち JTSU にとっても大きな課題です！

JTSU は、世界が結束して「ハラスメント行為」を禁じる動きを JR 東日本グループ内の職場の隅々まで広げ、あらゆるハラスメント行為の根絶に向けた職場の運動づくりと、法整備に向けた議員懇談会との連携した取り組みを強化します！

日本 被害防止へ腰重く
経済界の懸念配慮 批准後ろ向き



↑「JTSU tube」では、JR 東日本グループで起きているハラスメント行為の実態を明らかにしています！

ハラスメントのない働きやすい明るい職場をつくろう！